

平成 21 年度第 2 回佐倉市入札監視委員会議事概要

| | |
|--|--|
| 日 時 | 平成 22 年 1 月 28 日（木） 午前 10 時 00 分～午後 12 時 00 分 |
| 場 所 | 佐倉市役所 議会棟 2 階 第 2 委員会室 |
| 出席者 | <p>< 委 員 > 湯川委員、関谷委員、仁平委員</p> <p>< 事務局 > 契約検査室</p> <p>< 担当課 > 管財課・環境保全課・下水道課・健康保険課・子育て支援課 公園緑地課・収税課・市民課・廃棄物対策課・教育総務課</p> |
| 【議事概要】 | |
| <p>議題 1 入札・契約の手続きの運用状況等について</p> <p>平成 21 年 4 月から平成 21 年 9 月までに実施した一般競争入札・随意契約・低入札価格調査実施案件及び指名停止業者について、事務局から報告をしました。</p> <p>[主な質疑]</p> <p>（質問） 低入札価格調査の実施結果についてお聞きしたい。</p> <p>（回答） 一覧表に記載のとおり調査の結果、事業を適正に履行できると判断し、契約を締結しました。</p> <p>（質問） 適正に履行できると判断した根拠は何ですか。</p> <p>（回答） 低入札価格調査実施要領に基づき、より詳細な入札金額の内訳書を提出していただき、人件費などの労務賃金が適正に計上されているか、仕入れや協力会社の状況など会社として努力している部分は何かなどを担当課のほうで聞き取り調査を行います。また、何故この金額で入札したのかを書類で提出していただきます。理由としては、現下の経済情勢の影響もあるかとは思いますが、会社の利益を少し削ってでも人を動かしておきたい。また、佐倉市に関して申しますと一般競争入札への参加条件に官公庁の受注実績をあまりつけておりません、そこで他市の入札へ参加するための会社としての受注実績にしたいという業者もいます。そのような聞き取り調査と会社の規模などから担当課で適正な履行が確保できるという判断をしますと低入札価格調査委員会に諮りそこで適正に履行できるということになれば契約締結をしております。</p> <p>（質問） 予定価格を 100 として、たとえば 30 の入札金額を適正な金額とするならば予定価格のほうが適正ではないのではないのでしょうか。</p> <p>（回答） 事業の積算をする際には、公に出されている積算単価本などにより積算しています。</p> <p>（意見） たとえば予定価格の 3 割の金額を適正であると判断するのであれば、その結果などを事業の積算の過程へフィードバックしていくことを検討してください。</p> | |

議題2 制限付き一般競争入札参加資格の設定経緯等について

平成21年4月から21年9月までに実施した一般競争入札・随意契約の中から当番委員が抽出した10件の案件について、事業担当課職員による事業説明及び質疑応答を行いました。

[主な質疑内容]

案件 佐倉市立志津中学校体育館改築建築主体工事（一般競争入札）

（質問） 予定価格と落札金額に開きがありますが、どのようにお考えですか。

（回答） この会社は規模が大きく、聞き取り調査をしたところ、特に強い仕入れラインをもっている為に原材料費でも削減できたこと、また下請けなどの協力会社などもあることなどを伺っています。

また、この会社は以前にも低入札調査基準価格以下の金額で耐震補強工事を受注しており、その時は問題なく履行完了しております。

そのようなことを総合的にみた中で、この金額で適正な履行が可能であると判断しています。

（質問） 会社の規模はどのような状況ですか。

（回答） ある調査会社の資料によりますが県内の建設業者では1番です。全国的にみても有数の会社であると思います。

（質問） 会社の努力で低い金額になったと理解されているようですが、人件費についても適正に積算されているとの判断なのですか。

（回答） 今回、労務単価は詳しく調査しておりませんが、以前耐震補強工事の調査で提出された下請け会社に対する支払い計画表などを見た際には、公にされている単価本と同等あるいは若干上回る程度の労務費を支払う予定であるとの報告は受けております。

（質問） 資格要件の中で総合点800点以上となっておりますが、この総合点とはどのような視点でつけているのですか。

（回答） 公共工事を受注するには経営事項審査を受けなければならないと法律で定められています。この審査において各業者の過去の実績や売上高、技術者数など総合的にみて点数化されているものです。

（質問） 入札参加者に市内業者はいましたか。

（回答） 2者いました。

案件 直弥大気測定局測定機器移設工事（随意契約）

（質問）測定局は複数あるのですか。

（回答）市内に測定局は4ヶ所あります。市の測定局が2か所と県の測定局が2か所となっています。

（質問）随意契約の理由、事業の内容を詳しく説明してください。

（回答）この事業は、岩富地区にあった前の測定局を解体することになった為、新たに直弥地区に建設された測定局に測定機器を移設するものです。この業者には以前からこの機器に故障や不具合などが発生した際には修理を依頼しています。今回は運ぶだけでなく設置、調整を含むことからこの業者との随意契約としております。

（質問）積算の項目を教えてください。

（回答）測定機器の移設費用、新たな場所での設置に係る器具費や大気を取り込むためのガラス管の製造費などです。参考見積を業者から徴して積算単価本などから設計しております。

（質問）測定局の移設というのは今回初めての事業ですか。

（回答）初めてです。新たな公共施設の建設予定地として選定されたので移設することになりました。

（質問）機器の管理もこの業者が行っているのですか。

（回答）通常の機器の管理は別の業者が行っています。修繕などの必要があった場合にはこの業者にお願いしています。

案件 C B D 1 1 0 志津 1 4 号幹枝線実施設計業務委託（一般競争入札）

（質問）聞き取り調査を行う中で、自社の技術者で業務を行うために予定価格の3割くらいの金額でできるとのことですが、どのようにお考えでしょうか。

（回答）建設コンサルタント業界ではここ数年続いている傾向であると伺っております。他の事業においてもやはり3割、4割位で落札されている状況にあるようです。

（質問）調査の結果として労務費は適正に計上されていたのでしょうか。

（回答）業界での賃金などは把握していませんが、法に基づく最低賃金は上回っていたことの確認はしております。

（質問）予定価格と契約金額の妥当性はどのようにお考えですか。

(回答) 積算方法については、この入札監視委員会でも以前別の案件でご説明しましたが、公の積算単価を使っています。地域の実情など調査し考慮した方が良いのではとの意見をいただいておりますが、このような事業が年に1回程であり、そのために多大な時間と労力を費やすことよりも全国的な積算単価を使った方が合理的であると考えます。

(意見) 年1回程の事業ということで、独自の積算単価を調査するよりも全国的な積算単価を使用するということ、費用対効果という面からみてもメリットがあるということは納得できます。しかしながら、その積算単価が実勢を反映していない部分があるということもご理解されているようですので、積算単価本を絶対視しないで入札に臨んでいただきたい。

案件 国民健康保険被保険者証等の印刷(一般競争入札)

(質問) 毎年同様な事業を行っているのでしょうか。

(回答) 金額、数量など大きな変動なく同様な事業となっています。

(質問) 全国的に同時期に多くの市町村が行っているとのことですが、性質上やむを得ないもののでしょうか。

(回答) 国民健康保険制度の性質を考えると、時期をずらすということは被保険者に迷惑をかけてしまう恐れがあるため難しいと考えます。

(質問) 資格要件の中で、過去に他の官公庁等の実績がある方となっていますが、難しい作業があるなどの理由からでしょうか。

(回答) 難しいという判断ではありませんが、数年前に制度が変わって世帯ごとに紙だったものから一人ひとりにカードとなりまして、まだ実施年数が浅いということから実績のある業者としています。

(質問) 比較的新しい事業であることはわかりますが、入札に参加する業者が少ないことや他市町村と時期が重なるということを考えると、資格要件を考え直した方が良いのではないかと考えますがいかがお考えですか。

(回答) 年数が経てばこの業務ができる業者も増えていくと思いますのでより競争がはたらくものと考えます。また、実績要件についてもハードルを下げるという意味で考えていきたいと思っております。

(質問) 3年位前にカードタイプになって、入札に付しているとのことですが、入札に参加するのはこれまでも2者位だったのでしょうか。

(回答) 5年前は5者、4年前は8者、3年前が3者、昨年は1社となっています。

(質問) 資格要件は同様についていたのですか。

(回答) カードタイプになる前は実績要件はつけていませんでした。

案件 馬渡保育園移転建て替え事業土壌調査業務委託(一般競争入札)

(質問) 土壌調査ということですが、調査の過程において追加調査が必要になることが想定されますが、今回の事業において流動性などはどのようにお考えだったのでしょうか。

(回答) 今回の事業においては、法に基づく調査ではありませんが、まず必要最低限の調査を発注しました。結果としましてフッ素が検出されましたので、より詳しい調査を変更契約により発注しています。フッ素は自然界にある成分であり濃度も影響のある範囲ではなかったため終了しております。

(質問) 入札した業者の入札金額にかなりの差がありますがどのようにお考えですか。

(回答) 今回の調査ですが、土の手掘りと成分分析になりますが、土の手掘りは難しい作業ではありませんのであまり差は出ないと考えます。成分の分析調査ですが、こちらは計量法に基づく指定機関にであれば外注することもできます。今回の業者は、群馬県のほうに調査機関を自前で持っておりすべての項目の検査を自前でできる為低い金額での入札金額になったと伺っております。

また、昨今の状況ですが、このような調査に関心が高まっている中で、佐倉市のほうにオープンな一般競争入札に付しているところが少なく、実績をつくりたいという会社の意向も働いていると伺っております。

(意見) 資格要件の設定について、事業を実施する中で、もし何か出てきてしまったらということも踏まえた資格要件に設定したことは、十分に妥当な措置だと考えます。また、低入札価格調査にあたらぬ案件についても、できる範囲で聞き取りしているということは今後も続けてほしいと思います。

案件 平成21年度緑地管理業務委託(一般競争入札)

(質問) 公園管理は地区に分けて発注していますが、緑地管理は市域全域での発注にしている理由をお聞かせ下さい。

(回答) 今までには街路樹の選定と併せて概ね4地区に分けて発注していました。公園などは常にオープンな場所であり、同一の地域で同一のサービスを提供しなければならないのであまり大きな地区設定はできません。そのため公園管理は30か所程度で地区分けをしています。緑地は危険な箇所もありオープンになっている場所が少ないということで今年度試行として1つで出したところです。

(質問) 予定価格と入札価格にあまり開きがないようですが、人件費はどのように積算していますか。

(回答) 業務委託なので、剪定や手作業による除草や肩掛け式の草刈り機による除草など各業務ごとの単価で積算していますので、人件費としての計算はしていません。

(質問) 今回初めての事業であり、サービスが多少偏ってしまったと認識しているようですが、頻繁に利用する部分を手厚くということは当然のことだと思います。今回の事業を実績として活かしてほしいと思いますが、今後について何か考えなどありますか。

(回答) 今回、落札率が高いようですが、社会的にも原油高などもあり厳しかったのかと思います。今後、検証して行くなかで、受注機会を広く設けるようにとの監査委員から指摘も受けていますので、精査し一番効率的な執行方法を考える必要があると考えています。

(質問) 入札金額を見ますと1番低い業者と1番高い業者で大きな開きがないのですが、どのように考えていますか。

(回答) しっかりと積算した結果だと考えています。市の積算は県の単価表などを利用しています。業者の方はその業界の財団などが作る単価表を使っている方もいるようです。業務の内容や積算方法などを熟知しているから逆に金額にバラケがないと考えます。

案件 平成21年度滞納者管理支援システム賃貸借(再リース)(随意契約)

(質問) 移行期間のみの契約ですか。

(回答) 新システムが6月から稼働しており、それまでの期間のみです。

(質問) 新しいシステムは違う業者との契約ですか。

(回答) 違う業者との契約となっています。

(質問) このシステムはプログラムのみですか。

(回答) この案件のシステムとはプログラムとサーバとその保守を含んだ契約となっていました。新しいシステムはプログラムのみとなっています。

(質問) プログラムは一から開発したものでですか。

(回答) パッケージソフトを利用し佐倉市向けにカスタマイズしたものです。

案件 住民基本台帳カードの製作(随意契約)

(質問) 複数のカード会社が入ると管理や対応が煩雑になってしまうことやシステムなどコストが高くなってしまおうという説明ですが、では今現在のカード会社と契約する妥当性は

どのように考えていますか。

(回答) 他のカード会社にもカード価格の聞き取りはしました。その結果、どの業者も1枚の価格が1,400円から1,500円の間でした。現在の業者からは1,420円で購入しています。また、それと併せて現在市に入っている機器などに対応できるかを聞いたところ、今のままでは対応できずプログラムの追加や調整が必要になるとの回答でした。

複数の会社のカードが混在した場合、何かの不具合が起こった場合に原因の特定にすべての業者がそれぞれ動くので時間がかかってしまうことになってしまいます。

(質問) 価格は業者と交渉する余地はあるのですか。

(回答) 価格の交渉はしています。

(質問) カードの利用方法を詳しく教えてください。

(回答) 公共機関の発行する顔写真付きのもので身分証明書として持つ方が一番多いように思われます。また、国の指針により、今後多目的に利用するような計画があります。現在モデル地区として動いている自治体があり、国としても研究している最中と伺っています。

案件 平成21年度一般廃棄物収集運搬業務委託(一般ごみ)(A地区)(随意契約)

(質問) これは昭和46年から委託をされていて現在まで継続されている事業ということですか。

(回答) はい。現在では5地区に分けていますが家庭数やごみの量など考えて地区分けをし、発注しています。

(質問) 地区によって業者を選定していますが、その妥当性はどのように考えていますか。

(回答) 5地区のうちこの案件については約900か所の収集所がありますが、ゴミは1人当たり1日何グラム排出されるという基準がありませんので、長年の経験や実績がないと時間内に回りきることができないなど市民サービスの向上につながらなくなってしまうと判断しています。

(質問) 事業経験が重要とのことですが、新たに育てるという考えはあるのですか。

(回答) 新たな業者を育てるといっても、佐倉市で出るごみの量はある程度決まっており、業者数を増やした場合ごみの流れが不安定になることも考えられるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により許可業者と委託業者ということで業務を行っております。

(質問) ルート設定が重要である、またそれには長年の経験が重要であるということはわかります。ただ、それですと固定した業者でやっていると契約金額の妥当性がいつまでもわからないとなってしまいます。市が発注する際の長年の経験とはどの位なのか。あるいはこのままずっと固定する考えなのかをお聞かせ下さい。

(回答) 経験とは、会社として長年存在しているというより、長年この事業を行っているという意味です。この間、市では収集の分別方法を変えたりしている中で、今の業者は円滑に収集業務を行っております。また廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正や下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法の制定など過去からのいきさつを踏まえながら今の業者に委託する方が市民サービスにつながるものと考えています。金額の妥当性ということについては、工事のように統一の積算基準がありません。それは、各市町村によってごみの出方、分別方法や搬出方法が違うためです。そのような中で設計金額に透明性をとということで、建設工事などに用いる積算基準の項目で運搬費用や処理費用など類似している項目については、その金額や率を適用して積算しております。以前では自治事務ということで現業職員の平均給与から積算していた時期もあったようですが、雇い方の違いによっても変わってしまうことから県の積算基準を基に積算をしています。

また、競争入札という話については、現在調査を行った中で県内では11市が入札を行っておりますが、すべて指名競争入札となっております。周りの状況を見ましても一般競争入札をということは難しいと考えます。

(意見) 市の判断もわかりますが、競争でやらないのであれば、それ以外のことで妥当性を求める努力又、適正な価格を自ら求めていく努力をしないで、随意契約を続けていくということでは困ります。最終的な判断は市民の利便性を考えてとのことですが、そういう努力をしていただきたいと思えます。

(質問) 5地区とのことですが、具体的に教えてください。

(回答) A地区は中志津と佐倉地区、和田地区。B地区は志津南部の勝田台よりと王子台、八幡台地区。C地区は志津の井野方面と根郷・弥富地区。D地区はユーカーが丘と宮の台。E地区は染井野や王子台5丁目6丁目や臼井田などになります。

(質問) 5地区はすべて別の業者が収集しているのですか。

(回答) すべて別の業者になっています。

案件 平成21年度幼稚園新教育要領推進事業業務委託(随意契約)

(質問) 補助事業とのことですが、補助はどのくらい入るものですか。

(回答) 県の補助金で10分の10です。

(質問) 事業内容を具体的に教えてください。

(回答) 午前中は、小人数のグループに分かれて読み聞かせや表現の時間などを行っています。
午後は、預かり保育を行っています。

(質問) 積算方法はどのようにしていますか。

(回答) 佐倉市の臨時職員の幼稚園教諭の時間単価に時間数を乗じて積算しています。その中には賃金のほか、社会保険に関する経費や各種手当などを計上しています。

(質問) 請け負った業者が幼稚園教諭の資格を持った人を2名雇うということですか。

(回答) この事業は緊急雇用対策の事業で、請け負った業者が失業者等を新規に雇用するということになります。今回の事業では、幼稚園での教育要領に沿った指導を委託することから幼稚園教諭の免許を所持する方を2名としています。

以上